

会計検査院法改正案

＜立法の背景・趣旨＞

会計検査院の機能を強化する必要がある。

→ その一環として会計検査院の通告制度を見直す。

会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときについて、会計検査院が検察庁に通告する制度に代えて、会計検査院が告発する制度を設ける。

〔会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときの対応〕

現 行

改 正 後

検察庁への通告



告 発

※通告…一定の行為又は処分を行わせる等の意思で一定の事実を告げ知らせること（訴追を求める意思表示を含まず。）

※告発…捜査機関に対し犯罪事実を申告して訴追を求める意思表示